

各務原市災害見舞金支給要綱

(平成23年4月1日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けた者に対し災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害又は火災による建物（市民が市内において常時居住に供している建物（以下「住家」という。）に限る。）の被害が発生し、かつ、市民の身体又は住家に被害が生じたもので、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けないものをいう。

(2) 被災者 災害により次のいずれかに該当する被害を受けた者で、災害発生時に本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されているものをいう。

ア 住家の全壊、全焼又は流出（次条において「全壊等」という。）

イ 住家の半壊又は半焼

ウ 住家の床上浸水

エ 死亡

オ 重傷（医師の診断により、入院30日以上の治療を要したものをいう。）

(見舞金の額)

第3条 見舞金の額は、次の表のとおりとする。

被害の程度	見舞金の額
全壊等	1世帯につき20,000円
半壊又は半焼	1世帯につき10,000円
床上浸水	1世帯につき10,000円
死亡	1人につき30,000円
重傷	1人につき10,000円

(見舞金の支給対象者)

第4条 見舞金は、住家の使用者、災害により重傷を負った本人又は死亡した者と災害発生時に同居していた遺族に支給する。

2 前項の遺族の範囲は、次に掲げる遺族とし、見舞金を支給する順位は次に掲げる

順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

3 見舞金を遺族に支給する際、見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるとき、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(支給の決定)

第5条 市長は、見舞金を支給しようとするときは、別に定める住家等一般被害調査表等により、その事由を確認し、支給の可否を決定する。

(支給の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しない。

- (1) 災害が被災者の故意又は重過失により生じたものであるとき。
- (2) 見舞金（第2条第2号アからウまでの被害に係る見舞金に限る。）の支給の対象となる住家について、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条第1項に規定する被災者生活再建支援金又は各務原市被災者生活・住宅再建支援金支給要綱（平成31年3月29日決裁）第1条に規定する被災者生活・住宅再建支援金の支給を受けたとき。
- (3) 見舞金（第2条第2号エの被害に係る見舞金に限る。）の支給を受けるべき者が、各務原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第36号。次号において「条例」という。）第3条に規定する災害弔慰金の支給を受けたとき。
- (4) 見舞金（第2条第2号オの被害に係る見舞金に限る。）の支給を受けるべき者が、条例第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けたとき。
- (5) その他市長が不適當と認めるとき。

(見舞金の返還)

第7条 市長は、不正の手段により見舞金を受けた者がいるときは、当該見舞金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年８月１１日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成２４年３月６日決裁）

この要綱は、平成２４年７月９日から施行する。

附 則（平成３０年３月３０日決裁）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行し、改正後の各務原市災害見舞金支給要綱の規定は、同日以後に発生した災害による被害を受けた者から適用する。

附 則（平成３１年３月２９日決裁）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和２年８月２８日決裁）

この要綱は、令和２年９月１日から施行する。